

(別紙)

答申番号：答申第3号（諮問第2号）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

沖縄市長（以下「実施機関」という。）が、本件公文書公開請求に対し、公開を決定した処分を取り消し、既に公開決定を行った議事録に、（仮称）沖縄市多目的アリーナ施設等整備実施設計技術支援業務委託の成果物として平成30年1月10日に当該業務委託の受託者から実施機関が引き渡しを受けた業務報告書における議事録を追加し、公開する決定を行うべきである。

### 第2 審査請求の経緯

#### 1 公文書公開請求

平成31年2月5日、審査請求人は、沖縄市情報公開条例（平成13年沖縄市条例第18号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関に対し公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 請求内容（原文のまま）

別紙議事録 沖縄市多目的アリーナ等整備関係者会議に記録されているVE提案書について、技術的な検討・課題は、技術者間で協ギ・解決し、発注者に判断を求める内容を明確にすることとした資料一式

別紙沖縄市多目的アリーナ等整備実施設計役割分担表に記載されている三者協議会でVE提案を承認した資料一式

#### 3 特定した対象公文書

実施機関は、本件請求に係る対象公文書として、以下の文書を特定した。

(1) (仮称) 沖縄市多目的アリーナ施設等整備実施設計技術支援業務委託

⑤会議開催時の議事録

#### 4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成 31 年 3 月 5 日付、沖市プ進第 305001 号による公文書公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 5 審査請求

平成 31 年 3 月 12 日、審査請求人は、本件処分を不服として、条例第 11 条第 1 項の規定により審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

公文書公開決定を取り消し、請求にかかる公文書をさらに特定したうえで、該当公文書を全部公開するとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

(1) 実施機関が公開決定とした、当該文書の内容は、別途他の者に公開された文書（議事録）と異なっており、当該文書以外に文書が存在することが明確になっている。かつ、当該文書が、別業務の資料と思われる。

(2) 実施機関は、本件請求に対し、「(仮称) 沖縄市多目的アリーナ施設等整備実施設計技術支援業務委託」（以下「ECI 業務」という。）を特定しているが、当該 ECI 業務の期間は、平成 29 年 3 月 21 日からとなっているのに対し、公開された議事録及び漏れていたとする議事録には、それ以前の同年 2 月 22 日、3 月 8 日、3 月 15 日の議事録が含まれている為、当該 ECI 業務の成果物ではない。したがって、特定が漏れていたのではなく、特定を誤ったものである。

(3) 実施機関が特定した議事録は、あくまで平成 29 年 1 月から業務を開始

している発注者支援者の成果物であり、ECI 業務の成果物ではない。

#### 第4 実施機関の主張要旨

##### 1 本件処分の理由について

本件請求の対象となる公文書として、ECI 業務における「⑤会議開催時の議事録」を該当公文書として特定し、公開決定を行ったものであるが、対象公文書を特定する上で、本来対象となるべき公文書が漏れていたものである。

##### 2 弁明書の要旨

- (1) 本来対象となる議事録については、(ア)議事録の取りまとめの過程で整理した「議事録の素案」と、(イ)最終的に正式版としてまとめた「議事録」の2つが存在しているところ、(イ)の公文書の特定が漏れていたことが判明した。このことから、本件処分については、取り消しを行った上で、改めて対象となる公文書を特定し、既に公開決定を行った公文書に、特定が漏れていた公文書を追加し、全部を公開する決定を行いたい。
- (2) 本件請求に対し、対象となる事務事業として特定したECI業務は、設計段階から工事施工予定者が設計に関与し、工事費に係るコスト縮減や工事期間の短縮等を図る手法であり、当該ECI業務においては、実施設計者、施工予定者及び発注者で協議を行ってきたものである。
- (3) 当該ECI業務については、発注者支援者が議事録の作成を担っており、発注者支援者とは、平成29年1月30日にその契約を行っている。
- (4) 本件処分において公開決定を行った議事録は、ECI業務の正式な成果物として取りまとめを行う途中段階での「素案」であり、漏れていた資料は、「正式版」の議事録であることから、当該ECI業務の関連資料であることに誤りはない。

#### 第5 調査審議の経過

- 1 令和2年2月13日 審査庁から諮問書を収受
- 2 令和3年10月1日 調査審議（概要説明、事件整理）
- 3 令和3年10月19日 調査審議（審査請求人による口頭意見陳述）
- 4 令和3年12月10日 調査審議（事件整理・答申案の検討）

## 第6 審査会の判断

### 1 はじめに

本件請求に対し実施機関は、本件請求の対象となるべき議事録の特定に漏れがあったことを既に認めており、本件処分を取り消し、改めて特定が漏れていた議事録を追加し、全部を公開する決定を行いたいとしている。

これに対し、審査請求人は、実施機関が本件請求において特定した議事録及び特定が漏れていたとする議事録は、審査請求人が公開を求めているものとは別の業務の資料であると主張している。

このことから、当該議事録について、以下、検討する。

### 2 本件請求の対象となる事務事業について

実施機関は、本件請求の対象となる事務事業について、ECI 業務を特定しているが、この点、審査請求人が公開を求めている事務事業と認識の相違はない。

よって、本件請求において、審査請求人が公開を求めているのは、ECI 業務における議事録であると解される。

### 3 ECI 業務における議事録について

- (1) 本件 ECI 業務は、当時、市が整備を進めていた（仮称）沖縄市多目的アリーナ等（以下「アリーナ」という。）の技術支援業務を民間事業者へ委託した業務である。

当該業務の実施にあたっては、受託者となる施工予定者（以下「施工予定者」という。）が、アリーナの実施設計を行う民間事業者として選定され

ている実施設計者（以下「実施設計者」という。）及び発注者である市（以下「市」という。）と実施設計に係る協議（以下「三者協議」という。）を行いながら業務を進めることとされており、市はその旨、委託契約と基本協定書を交わしている。

また、市は、本件 ECI 業務の実施にあたり、市側をサポートする民間事業者として、発注者支援業務（以下「CM 業務」という。）を別途業務委託しており、市側には、当該 CM 業務の受託者（以下「CM 業者」という。）が加わる仕組みとなっている。

すなわち、本件 ECI 業務の実施にあたっては、少なくとも、施工予定者、実施設計者、市及び CM 業者が参画する仕組みとなっている。その上で、ECI 業務に関する議事録は、CM 業者が作成することとなっていた。

CM 業者が作成した ECI 業務に関する議事録は、ECI 業務の受託者である施工予定者に提供され、施工予定者がこれを ECI 業務の成果物として市に提出する仕組みとなっている。

- (2) 本件処分について実施機関は、本件処分において公開決定を行った議事録は、ECI 業務における会議の議事録の素案であり、ECI 業務の最終的な成果物としての正式版の議事録、すなわち平成 30 年 1 月 10 日に施工予定者から実施機関が引き渡しを受けた業務報告書における議事録が漏れていたと主張している。

成果物としての正式な議事録を作成するにあたり、その素案を作成したうえで関係者の確認を行い、修正すべき点があれば修正しながら最終的な議事録の作成を行うことは往々にして有りうることである。

したがって、ECI 業務の議事録が素案と最終的な成果物としての議事録の二つが存在すること自体が不合理なことではない。

そのうえで、本件では、実施機関が二つの議事録が存在することを失念し、素案としての議事録を成果物としての議事録と誤認し、素案としての

議事録を公開したに過ぎない。

よって、本件において、実施機関が、本件請求の対象となるべき議事録の特定に漏れがあったことを認め、本件処分を取り消し、改めて特定が漏れていた議事録を追加し、全部を公開する決定を行うとしていることは妥当な判断である。

- (3) この点、審査請求人は、ECI 業務の期間は平成 29 年 3 月 21 日からとなっているにもかかわらず、公開された素案としての議事録は平成 29 年 2 月 22 日、同年 3 月 8 日、同年 3 月 15 日となっていることから、当該議事録は審査請求人の求める ECI 業務の議事録ではないと主張している。

しかし、市は CM 業者との間では、平成 29 年 1 月 30 日に契約を行っており、受託期間となっている平成 29 年 3 月 21 日より前の時点で施工予定者、実施設計者、市、CM 業者が ECI 業務に関する内容の会議を行ったとしても何ら不自然ではない。

また、審査請求人は、三者協議会を構成する者以外の者として、監修業務受託者が参加していることを取り上げ、三者協議会の議事録ではないとも主張している。

しかし、ECI 業務の協議を行うべき三者が、三者以外の者が参加することに同意しているのであるから、三者以外の者が参加していることをもって、ECI 業務の議事録あるいは三者協議会の議事録に該当しないということにはならない。

- (4) したがって、当該議事録の中に、本件 ECI 業務の契約期間外の日付の議事録が含まれていたり、三者協議会を構成する者以外の関係者の出席が記載されていたりしても、これを理由に、本件 ECI 業務の議事録であることが否定されるものではない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件処分において既に公開された公文書や審査請求人が入

手した資料を採り上げて、様々な指摘を行っている。

しかし、それらは専ら公開された公文書の内容や事務手続きに関する主張であり、本件請求において実施機関が特定した議事録及び特定が漏れていたとする議事録以外の議事録の存在を裏付けるものではなく、また、これが存在するという事情等は見当たらない。

さらに、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、審査請求人が行った本件請求に対し実施機関が行った決定の妥当性を審査することを本務とするところであり、本件事務事業における業務の適法性については審査の対象外であり、判断する立場にはない。

## 5 結論

以上のことから、実施機関において、本件請求の対象として特定すべき公文書が漏れていたと認められるため、本件処分は取り消されるべきであり、その上で、既に公開決定を行った議事録に、(仮称) 沖縄市多目的アリーナ施設等整備実施設計技術支援業務委託の成果物として平成 30 年 1 月 10 日に施工予定者から実施機関が引き渡しを受けた業務報告書における議事録を追加し、公開する決定を行う必要がある。

したがって、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第 7 付帯意見

本件処分において実施機関は、公開の請求を求められた公文書の特定に漏れがあったことを認めているが、これは、審査請求人からの指摘により発覚したものとなっている。

情報公開制度は、基本的人権としての知る権利を実効的なものとし、市の説明責任を果たすことにより、市政に対する市民の理解と信頼を深めるものとして、非常に重要な役割を担う制度であり、本件処分において、公文書の特定に漏れがあったことは、当該制度の目的を損なうものであり、市政に対

する不信感に繋がるものである。

実施機関においては、条例の目的を達成するため、一定のルールに基づいた組織的・共用的な公文書の管理を実施し、適切な分類と整理を行った上でその所在を明確にし、検索体制を確立することが求められるものである。

また、事務事業を推進する過程における透明性を高め、説明責任と行政に対する市民の信頼を確保すべく公文書の作成や保管を行う必要がある。

令和3年12月15日

沖縄市情報公開・個人情報保護審査会 第二部会

部会長 島 田 考 人

委員 小 林 祐 紀

委員 當 眞 正 姫